

序章 吉川市健康増進計画（健康よしかわ 21）策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国民の生活水準は向上し、世界一の長寿国になりました。しかし一方では、急激な暮らし方の変化に伴う生活習慣病等の健康問題が山積しています。

そのような中で、平成 15 年 5 月に健康増進法が施行されました。この法律は、各個人が生活習慣への関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚して、生涯にわたって健康増進に努めなければならないことを「国民の責務」として明記しています（健康増進法第 2 条）。また、自治体には健康増進の取り組みを支援するために、健康増進計画策定の努力を課しています。

また、平成 20 年度からの医療制度改革により、メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導が各医療保険者に義務化され、生活習慣病予防の取り組みが見直されます。

これらを受けて吉川市では、市民が主役となって取り組む健康づくりと、それを支援するための環境整備を推進することを目的として、吉川市の特徴や市民の健康状態をもとに健康課題を明らかにした上で、生活習慣病予防に視点をおいた、健康増進の具体的な計画を策定します。

2 計画の性格

この計画は、吉川市第 4 次総合振興計画を上位計画とし、吉川市のめざす成人保健事業の基本的な方向とその実現に必要な方策を明らかにするものです。

3 地域保健活動の推進における基本的な考え方

予防可能である「生活習慣病」に焦点をあて、取り組むことを活動の柱とします。予防に取り組む主役は市民です。吉川市は、市民が次の 4 点を具体的に実現できる力を身につけ、生涯にわたって健康で充実した生き方ができることを支援するために、市民とともに活動を推進します。

- (1) 早世（特に 64 歳以下の死亡）を予防する。
- (2) 健康寿命（健康で自立した生活ができる期間）の延伸ができるように、早くから健康の維持にとってよりよい生活習慣を築くようにする。
- (3) 以上の取り組みを推進することにより、結果的に医療費を軽減させ、生活の安定と医療保険制度の安定化を実現させる。
- (4) 吉川市は市民一人ひとりの取り組みを重視すると同時に公衆衛生の充実を図る。

4 計画の期間

期間は平成19年度から目標年次である平成24年度までの6年間とします。

5 計画の対象

この計画は、全市民を対象としますが、特に40歳から64歳までの壮年期を中心とします。